

入札参加資格調書作成上の注意事項

- 1 提出された入札参加資格調書及び添付資料に欠けている又は不備があった場合は、入札が無効になるので、十分に確認のうえ作成・提出すること。
- 2 業務内容を熟知の上、業務履行に足る業務従事者及び指定された資格を有する業務従事者を自社職員から選定し、当該職員を業務開始日から業務に従事させること。
- 3 落札後、契約満了までの間、業務従事者の変更は、下記の①から③の全てを満たし、発注者の承諾を得た場合を除き認めない。
 - ① 変更の理由は、業務従事者の退職、社内の異動、配置替え、健康上の理由、その他発注者が認める理由によるものであること。
 - ② 変更後も自社職員により上記の資格を満たすことができること。
 - ③ 上記のほか、本業務の適正な履行のために発注者が必要と認める事項。